

令和2年(2020年)12月25日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、大阪狭山市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

1. 被処分職員

市民生活部 40歳代 課長補佐級職員

2. 処分内容

免職

3. 事案の概要

去る11月2日に判明した、本市のニュータウン連絡所における固定資産税43,000円の公金紛失事案を調査継続したところ、当該職員が、令和2年9月以降同年10月26日までの間において、12事案の税金や保険料の収納金又は各種証明書発行手数料等(総額293,560円)を私的に流用する目的で取り込み、その一部又は全部について、自身の借金の支払いや生活費などに充て、後日、給料などで補填する行為を繰り返していたことが判明しました。

なお、当該職員は、293,994円全額(遅延損害金等を含む。)を既に弁償しています。

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項(法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)

地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反

5. 上記事案の管理監督責任に伴う措置

市民生活部 50歳代 部長級職員 厳重注意

市民生活部 50歳代 課長級職員 訓告

6. 処分日

令和2年12月25日

7. その他

市としては、告訴に向け手続を進めてまいります。

8. 市長のコメント

市民の皆様をはじめ関係者の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

これまでも、本市職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図ってまいりましたが、今回、現金取扱いと個人情報についての適正な管理が行き届いておらず、深刻に受け止めております。

今後このようなことが起こらないよう、市民の皆様からの信頼回復に向け、再発防止に全庁をあげて努めてまいります。

問い合わせ 大阪狭山市役所 ☎072-366-0011

- ・ 職員の処分に関する事 政策推進部人事グループ (内線 256 : 森)
- ・ 事案に関する事 市民生活部市民窓口グループ (内線 501 : 喜田)